

## きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託 仕様書

きゅうりブランド化・地産地消事業の実施にあたり、サービス提供者（以下「受託者」という。）が行う業務について、下記のとおり仕様を定める。この仕様書は、きゅうりブランド化・地産地消事業委託業者選定に係るプロポーザル実施要領に基づくきゅうりブランド化・地産地消事業業務の概要を示すものである。またこの仕様書に記載なき事項であっても、状況に応じて誠実に業務を実施すること。

### 1. 事業の目的

武雄産のきゅうりを使った加工品を製作し「武雄産きゅうり」に対して多くの人に興味を持ってもらい「きゅうりといえば武雄市」のイメージを確立する。同時にリピーターをつけることでブランド化や地産地消につなげることを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 内容

委託項目	内 容
武雄産きゅうりを使用したアレンジ料理の開発	ア) 飲食店の選定 イ) 新メニュー開発に係る業務全般 ウ) PR 活動に係る業務 エ) その他必要とされる業務

#### (2) 委託業務の詳細

●武雄産きゅうりを使用したアレンジ料理の開発	
委託項目	委託業務の詳細
○飲食店の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内事業所より選定する。選定方法は公募に限らない。</li> <li>・ 「飲食店営業許可」を申請し、取得していること。</li> <li>・ レシピコンテストの選定に協力できること。</li> <li>・ 優勝に選ばれたレシピを実際に店頭で提供又は物産祭り(11月中旬)等のイベントへ出店できること。</li> </ul>
○新メニュー開発 (レシピコンテスト等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般応募によりレシピを募る。</li> <li>・ イベント会場でも販売可能な料理が好ましい。</li> <li>・ SNS、メール、FAX 等、老若男女問わず応募できるように工夫を行うこと。</li> </ul>
○その他業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテスト実施の周知活動</li> <li>・ 応募集計、選定事務</li> <li>・ PR 用チラシや協力店マップ等の作成、設置に係る事務</li> <li>・ イベントの参加申請に係る業務</li> <li>・ 特設ブース等のレイアウト図等の作成</li> <li>・ イベント当日の運營業務(準備から撤収作業まで)</li> </ul>

○その他の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場調査の実施</li> <li>・その他必要な業務</li> </ul>
---------	---

(3) 留意事項

- ・業務を行う中で生じる経費は委託契約の範囲で支出する。
- ・食品衛生法に基づき業務を行うこととする。

3. 契約期間

契約締結期間から令和6年3月31日

4. 委託金額

1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5. その他留意事項

- ・委託業務の実施については、委託者と受託者で適宜協議を行い決定すること。
- ・本事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。
- ・設備・資機材等は特に指示がない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- ・受託者は本事業の実施に当たって必要な保険に加入すること。
- ・受託者の責任による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・本事業において、第三者(委託者及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は、著作権、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- ・成果物は、委託者が自由に二次利用できるものとする。

6. 本事業委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

添付書類として進捗状況記録と生じた経費がわかる書類を提出すること。

7. 本業務委託の委託料の支払い

完了払い又は部分払いとする。

部分払いを希望する場合は、業務完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払いを請求することができる。

8. 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、本市と採用案を提出した者(契約合意に至らなかった場合は次点者)との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定める。

## 9. 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を遂行するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 10. その他

- (1) この事業において、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務又は性質上当然必要とされる業務は、誠意をもって実施し、基準に疑義が生じた場合又は定めのない事項がある場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、事業主の変更及びやむを得ない事情により本事業より撤退する時は、3ヶ月以上前に武雄市へ申し出なければならない。

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護に関する法令等に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するために以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。